

## 第21回延岡市農業委員会会議録

(平成31年2月28日)

1. 開催日時 平成31年2月28日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名(遅刻者1名)

出席委員

| 番号 | 氏名   | 番号 | 氏名   | 番号 | 氏名    |
|----|------|----|------|----|-------|
| 1  | 原田博史 | 2  | 甲斐壽徳 | 3  | 井本みつよ |
| 4  | 柳田慧子 | 5  | 松下康廣 | 6  | 織田竜二  |
| 7  | 安藤重徳 | 8  | 高橋正二 | 9  | 阿波野修一 |
| 10 |      | 11 | 吉本尚人 | 12 |       |
| 13 | 松田宗史 | 14 | 大戸孝一 | 15 | 遠田祐星  |
| 16 | 佐藤純子 | 17 | 牧野博文 | 18 | 花畑志良一 |
| 19 |      |    |      |    |       |

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21名

出席委員

| 番号 | 氏名   | 番号 | 氏名   | 番号 | 氏名    |
|----|------|----|------|----|-------|
| 1  | 甲斐幸元 | 2  | 佐野栄一 | 3  | 久富喜良  |
| 4  | 梅田稔夫 | 5  |      | 6  | 黒田啓睦  |
| 7  | 山田博敏 | 8  |      | 9  | 甲斐秀雄  |
| 10 | 矢山慶夫 | 11 | 田中昇  | 12 | 甲斐安太郎 |
| 13 | 岩切健  | 14 | 緒方武彦 | 15 | 福谷洋朗  |
| 16 | 木村俊一 | 17 | 田口誠  | 18 | 松原学   |
| 19 | 山本光公 | 20 | 矢野政治 | 21 | 赤木常信  |
| 22 | 黒田五司 | 23 | 甲斐信良 |    |       |

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 145 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について  
 議案第 146 号 農地法第3条 賃借権の設定について  
 議案第 147 号 農地法第3条 所有権の移転について  
 議案第 148 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)  
 議案第 149 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)  
 議案第 150 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
 議案第 151 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)  
 議案第 152 号 農地法第4条 許可申請について  
 議案第 153 号 非農地証明願いについて

- 報告第 74 号 農地法第4条 届出について  
 報告第 75 号 農地法第5条 届出について  
 報告第 76 号 農地法第18条第6項の通知について  
 報告第 77 号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議第 26 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

| 役 職             | 氏 名   | 役 職             | 氏 名   | 役 職           | 氏 名   |
|-----------------|-------|-----------------|-------|---------------|-------|
| 局 長             | 甲斐 祐逸 | 局長補佐兼<br>農政係長   | 佐藤 英男 | 農地係長          | 甲斐 啓二 |
| 主 査             | 黒木 政良 | 主任主事            | 興梠 康大 |               |       |
| 北浦産業建設課<br>主任主事 | 西村 武志 | 北川産業建設課<br>専門主事 | 宮野 豊  | 総合農政課<br>主任主事 | 市來 幸司 |
|                 |       |                 |       |               |       |

8. 会議の概要

|      |  |
|------|--|
| 議長   | <p>皆さんおはようございます。<br/>ただ今から第 21 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>  |
| 事務局  | <p>はい。それでは事務局より報告いたします。<br/>本日は委員総数 19 名中 15 名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>   |
| 議長   | <p>本日の議事録署名委員は、委員番号 4 番 柳田慧子委員と委員番号 16 番 佐藤純子委員のお二人にお願いしたいと思います。本日の予定ですが、議案第 145 号の農地法第 3 条 使用貸借権の設定についてから、議案第 153 号 非農地証明願いについてまで議案 9 件、報告案件が 4 件、協議案件が 1 件となっております。<br/>それでは議案第 145 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定について提案いたします。<br/>整理番号 1 番の説明を委員番号 11 番 吉本尚人委員よりお願いいたします。</p>  |
| 吉本委員 | <p>委員番号 11 番の吉本です。整理番号 1 番の案件についてご説明します。所在は北方町二股の田 7 筆、畑 3 筆の計 10 筆の 6, 320. 54 m<sup>2</sup>です。貸人は北方町在住の 80 歳の男性、借人は古川町在住の 55 歳の男性です。理由は後継者への経営移譲です。契約期間は平成 31 年 3 月 1 日から平成 41 年 2 月 28 日までの 10 年間です。この 2 人は親子の関係にあります。2 月 24 日に推進委員の福谷さんと貸し人と私で現地確認を行いました。借り人は会社員で兼業で農家を行っており、農業に対する意欲も十分で問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願い致します。</p>  |
| 議長   | <p>はい。ありがとうございました。<br/>続きまして、整理番号 2 番から 4 番の説明を委員番号 2 番 甲斐壽徳委員よりお願いいたします。</p>  |
| 甲斐委員 | <p>はい。委員番号 2 番の甲斐でございます。整理番号 2、3、4 番の案件について説明させていただきます。農地の所在は吉野町で畑 4 筆の合計 2, 062 m<sup>2</sup>になります。貸人はそれぞれ天下町と吉野町に在住の方で、借人は吉野町に在住の方です。借人は今回経営規模拡大ということで申請が上がっております。この 2 番から 4 番の土地については遊休農地であり今回申請人が耕作されるということで遊休農地の解消となりありがたいと感謝をしているところです。2 月 25 日に山田推進委員と私の 2 人で現地の調査を行い耕作の準備をしておられ何ら問題はないと思っております。また地域との調和要件につきましても周りは畑で問題はないと判断いたしましたので皆様の審議をよろしくお願い致します。以上です。</p> |
| 議長   | <p>はい、ありがとうございました。続きまして整理番号 5 番の説明を委員番号 17 番 牧野博文委員よりお願いいたします。</p>   |
| 牧野委員 | <p>はい。委員番号 17 番の牧野です。整理番号 5 番について説明させていただきます。農地の所在は下三輪町で畑 1 筆の 396 m<sup>2</sup>です。貸人は下三輪町の方で借人は吉野町在住の方です。2 月 23 日に矢山推進委員と私、貸人の方 3 人で現地調査をしました。この農地につきましては先程の 2 番から 4 番の方が耕作されることでの申請となっております。借人は畑として耕作される計画で状況は 1, 566 m<sup>2</sup>、労力人は 4 人、理由は経営規模拡大です。地域との調和要件も何ら問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | <p>ありがとうございました。続きまして整理番号6番の説明を委員番号3番 井本みつよ委員よりお願いいたします。</p>  |
| 井本委員  | <p>おはようございます。委員番号3番の井本です。整理番号6番についてご説明いたします。農地の所在は北川町で畑1筆の1,497㎡です。貸人は77歳、借人は88歳で、共に北川町に在住の方です。借人の労力人は3名で理由は経営規模拡大となっております。2月24日に私と矢野推進委員、貸人の3名で現地調査を行いました。周辺は田などの農地に囲まれていて特に問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしく願います。</p>  |
| 議 長   | <p>はい、ありがとうございました。続きまして判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>  |
| 事 務 局 | <p>はい。それでは判断根拠について説明させていただきます。本日配布しました調査書をご覧ください。調査書の1ページから6ページが該当となります。農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、6件すべて問題ありませんでした。整理番号2番から5番と整理番号6番につきましては、本申請の許可により本市の定める別段面積を超えるため面積要件につきましても問題はあります。また、第7号につきましては、各委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p> |
| 議 長   | <p>ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>   |
| 委 員   | <p>異議なし</p>  |
| 議 長   | <p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>  |
| 委 員   | <p>(挙手)</p>  |
| 議 長   | <p>はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第146号 農地法第3条 賃借権の設定について提案いたします。なお、整理番号3番につきましては借人が下限面積を満たしていないので、ここでの審議は保留し、議案第147号の整理番号1番と併せて審議をいたします。それでは整理番号1番、2番の説明につきましては農地利用最適化推進委員の梅田委員に説明をお願い致します。</p>  |
| 梅田委員  | <p>推進委員の梅田です。まず、1番について説明をいたします。農地の所在は栗野名町の田1筆780㎡です。貸人は栗野名町の71歳の方で、状況は11,223㎡で、現在花などの栽培を主に、稲作などを行っています。借人は、大門町在住の71歳の方で状況は10,659㎡で労力人は2人です。理由は経営規模拡大です。貸人の体調が少し悪く離れている田を貸したいということで今回の申請となっております。期間は平成31年3月1日から平成36年2月29日までの5年間となっております。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>次に整理番号2番について説明をいたします。所在は同じく粟野名町の田3筆の計1,906㎡です。貸人は整理番号1番の方の母親の名義の分です。借人は同じく1番と同じ大門町在住の方です。1番と同じで貸人の体調が悪いため離れている田を貸したいということで、借人も経営規模拡大で借りたいということです。契約期間も1番と同じで5年間です。2月24日に私と原田会長と現地確認をいたしました。1番、2番の4筆ともすべて耕作されており、地域との調和要件は何ら問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p>   |
| 議 長   | はい、ありがとうございました。次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。   |
| 事 務 局 | はい。それでは調査書をご覧ください。7から8ページになります。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで2件とも問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、梅田推進委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。  |
| 議 長   | ただ今、梅田推進委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。<br>何かご意見、ご質問はございませんか。  |
| 委 員   | 異議なし  |
| 議 長   | はい、異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。   |
| 委 員   | (挙手)  |
| 議 長   | はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。<br>続きまして議案第147号 農地法第3条 所有権の移転について提案いたします。<br>先ほどの議案第146号の整理番号3番と併せて整理番号1番の説明を委員番号17番 牧野博文委員よりお願いいたします。  |
| 牧野委員  | はい。委員番号17番の牧野です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は小野町で田1筆の813㎡です。譲渡人は小野町在住の方で譲受人も小野町在住の方です。譲受人の方は面積が2,036㎡ですが、前の議案第146号の整理番号3番の小野町の田780㎡と今回の田813㎡を足して1,593㎡になりますので、合計で3,000㎡は超えますので、3,000㎡の問題はクリアしていると思います。譲受人の方は水田をしっかり作っておられまして経営規模拡大で今回この所有権を、家のすぐ横ですので是非欲しいということで話がまとまっているようです。地域との調和要件も何ら問題はないと思います。以上よろしくお願致します。 |
| 議 長   | はい、ありがとうございました。次に整理番号2番の説明を委員番号8番 高橋正二委員よりお願いいたします。   |
| 高橋委員  | はい。委員番号8番の高橋です。整理番号2番について説明いたします。農地の所在は片田町で田1筆の299㎡で、譲渡人は三須町在住の93歳の方、譲受人は平原町在住の22歳の方で、理由は経営規模拡大となっています。2月22日に譲受人のお父さんと甲斐安太郎推進委員と私の3人で現地調査を行いました。地目は田ですが現況は畑とな   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>っており、堆肥が散布されておりまして見たところ飼料作物を作っております。地域との調和要件も問題はなく許可相当と判断しました。皆さんのご審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>  |
| 議 長   | <p>はい、ありがとうございます。続きまして整理番号3番の説明につきまして委員番号4番 柳田慧子委員よりお願いいたします。</p>   |
| 柳田委員  | <p>はい。委員番号4番の柳田です。整理番号3番についてご説明いたします。2月24日午前中、推進委員の赤木さんと譲受人、私の3名で現地調査を行いました。農地の所在は北川町内で畑1筆の220㎡です。譲渡人は北川町内に在住の49歳の方、譲受人は同じく町内に在住の88歳の方です。理由は経営規模拡大ということで今回の申請になりました。また、譲受人は今回申請している畑に隣接している畑を所有しており野菜などを栽培しています。排水路関係も整備されており地域との調和要件も問題はないと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願い致します。</p>                                 |
| 議 長   | <p>はい、ありがとうございます。続きまして、判断根拠の説明につきましては事務局にお願いいたします。</p>  |
| 事 務 局 | <p>はい。それでは調査書をご覧ください。9ページからとなっております。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、議案第146号の整理番号3番を含め、4件すべて問題はありませんでした。また、(前述の)3番につきましては譲受人が、議案第145号の整理番号6番案件と同一人物となっております。先程の審議で面積要件はクリアしておりますので問題はございません。第7号につきましては、ただ今、各委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p> |
| 議 長   | <p>ただ今、各委員と事務局から説明がありましたので審議をお願いいたします。<br/>ご意見、ご質問はございませんか。<br/>何かございませんか。</p>  |
| 委 員   | <p>異議なし</p>   |
| 議 長   | <p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>   |
| 委 員   | <p>(挙手)</p>   |
| 議 長   | <p>はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。<br/>続きまして議案第148号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>はい。それでは議案第148号の農用地利用集積計画の決定について説明いたします。議案書は9ページです。貸人は須佐町在住の女性の方で借人は無鹿町2丁目在住の男性の方です。農地の所在については二ツ島町で田が4筆の3,502㎡となっております。契約内容は10年間の賃借権となっております。また、計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | ただ今、事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。<br>何かご意見、ご質問はございませんか。  |
| 委 員   | 異議なし  |
| 議 長   | 異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。   |
| 委 員   | (挙手)  |
| 議 長   | はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。<br>続きまして議案第 149 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この<br>案件は延岡農業協同組合分です。なお、整理番号 8 番については委員番号 6 番 織田<br>竜二委員と関連がございますので退室後の審議となります。<br>それでは事務局より整理番号 1 番から 7 番までの説明をお願いいたします。   |
| 事 務 局 | はい。それでは議案第 149 号 農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分の整理<br>番号 1 番から 7 番を説明いたします。議案書は 11、12 ページです。貸人、借人、農地<br>の所在等の詳細については議案書に記載のとおりです。契約内容は 7 件とも 5 年間の賃<br>借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各<br>要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。                                   |
| 議 長   | ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。<br>何かご意見、ご質問はございませんか。   |
| 委 員   | 異議なし  |
| 議 長   | 異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。   |
| 委 員   | (挙手)  |
| 議 長   | はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。<br>次に整理番号 8 番について審議いたします。織田委員は退室をお願いいたします。<br><br>(織田委員退室)<br><br>それでは事務局より説明をお願いいたします。   |
| 事 務 局 | はい。それでは議案第 149 号 農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分の整理<br>番号 8 番を説明いたします。議案書は 12 ページです。貸人は平原町 3 丁目在住の男性<br>の方で借人は小野町在住の男性の方です。農地の所在は塩浜町 3 丁目で田 1 筆の 384 m <sup>2</sup><br>です。契約内容は 5 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強<br>化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいた<br>します。 |
| 議 長   | ただ今、事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。<br>何かご意見、ご質問はございませんか。  |
| 委 員   | 異議なし  |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。   |
| 委 員   | (挙手)  |
| 議 長   | はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。<br>織田委員の入室をお願いいたします。  |
|       | (織田委員入室)  |
| 事 務 局 | それでは続きまして議案第 150 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。事務局より説明をお願いいたします。   |
|       | はい。それでは議案第 150 号の農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は 14 ページから 18 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人 宮崎県農業振興公社です。契約内容は 5 年間から 10 年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。 |
| 議 長   | ただ今、事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。<br>何かご意見、ご質問等はありませんか。  |
| 委 員   | 異議なし  |
| 議 長   | 異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。   |
| 委 員   | (挙手)  |
| 議 長   | はい、ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。<br>続きまして議案第 151 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。事務局より説明をお願いいたします。  |
| 事 務 局 | はい。それでは議案第 151 号 農用地利用集積計画の決定について所有権移転分について説明いたします。議案書は 20 ページです。貸人、借人の詳細については議案書に記載のとおりで、農地の所在は吉野町の畑 1 筆 330 m <sup>2</sup> と塩浜町 3 丁目の田 1 筆 1,006 m <sup>2</sup> 合計 2 筆 1,336 m <sup>2</sup> です。契約内容は議案書に記載のとおり金額となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。             |
| 議 長   | ただ今、事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。<br>何かご意見、ご質問はありませんか。   |
| 委 員   | 異議なし  |
| 議 長   | 異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。   |

|      |  |
|------|--|
| 委員   | (挙手)   |
| 議長   | はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第152号 農地法第4条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。整理番号1番について委員番号15番 遠田祐星委員より説明をお願いいたします。  |
| 遠田委員 | 委員番号15番の遠田です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は須佐町の田1筆581㎡です。申請人は須佐町在住の方です。今回の理由としましては一般住宅の追認ということです。2月26日に私と推進委員の佐野さん、事務局で現地調査を行いました。こちらの農地は昭和28年に購入されていまして住宅が建ったのが昭和45年ということでありました。こちらは排水や雨水に関して問題ないと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願い致します。   |
| 議長   | 「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。   |
| 事務局  | はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番については第2種農地となっております。第2種農地の転用については付近に第3種農地が無い場合、許可となっておりますため立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法や道路法などの他法令についても問題ありませんでした。追認申請のため始末書の添付もあり、排水等についてもしっかりしていたため一般基準についても問題ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。   |
| 議長   | ただ今、遠田委員と事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問等はございませんか。   |
| 委員   | 異議なし   |
| 議長   | 異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。次に議案第153号 非農地証明願いについて提案いたします。整理番号1番について委員番号8番 高橋正二委員より説明をお願いいたします。  |
| 高橋委員 | はい、委員番号8番の高橋です。整理番号1番についてご説明いたします。所在は櫛津町で山林(田)の252㎡です。申請人は土々呂町在住の方で、現況は山林ですが申請原因としましては10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。2月21日に申請人、松下農地部長、岩切推進委員、私の4人で現地調査を行いました。場所は次のページにあります。現況としましては皆さんに配っている写真のとおりで、到底農地として復帰することはできないということで非農地としての判断することはやむを得ないと思いますので皆様のご審議をお願い致します。以上です。 |
| 会長   | はい、ありがとうございました。続きまして整理番号2番について委員番号15番 遠田祐星委員より説明をお願いいたします。   |
| 遠田委員 | はい、委員番号15番の遠田です。整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は東海町の登記地目は田2筆の計1,329㎡です。申請人は門川町在住の方です。今月21日に私と推進委員の佐野さん、農地担当の松田農業委員の3人で現地調査を行い   |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>ました。写真を見られてわかりますとおり雑木が生え、農地として利用するのは難しい場所、周りに農地が隣接されておらず今後農地として活用するのは難しい場所であると判断いたしました。皆様のご審議をお願い致します。</p>   |
| 議 長     | <p>はい、ありがとうございました。ただ今、各委員より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。<br/>何かご意見、ご質問はございませんか。</p>  |
| 委 員     | <p>異議なし</p>   |
| 議 長     | <p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>  |
| 委 員     | <p>(挙手)</p>   |
| 議 長     | <p>はい、ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。<br/>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>   |
| 事 務 局   | <p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第 74 号農地法第 4 条の届出についてです。この案件は自己所有農地の転用となっています。議案書は 28 ページに記載されております。1 件の届出があり、畑が 1 筆 193 m<sup>2</sup>の転用となっています。</p> <p>次に報告第 75 号 農地法第 5 条の届出です。この案件は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の 30、31 ページに記載されております。全部で 7 件の届出があり、田 4 筆の 333 m<sup>2</sup>、畑 6 筆の 1,723 m<sup>2</sup>、合計 10 筆の 2,056 m<sup>2</sup>の転用となっています。私からの報告は以上です。</p> <p>続きまして報告第 76 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について説明いたします。この案件は合意解約の分です。議案書の 33 ページに記載されています。3 件の届出があり、田 11 筆の 5,513 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>続きまして報告第 77 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 35 ページから 39 ページに記載されております。11 件の届出があり、田 81 筆の 34,305 m<sup>2</sup>、畑 39 筆の 19,724 m<sup>2</sup>、合計 120 筆の 54,029 m<sup>2</sup>となっています。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所は文書等で指導していきたいと考えております。事務局からの報告は以上です。</p> |
| 議 長     | <p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問等はございませんか。</p> <p>無いようですので、続きまして協議第 26 号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>   |
| 総合農政課職員 | <p>はい。総合農政課より協議第 26 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明します。議案書 41、42 ページをごらんください。本件は、議案第 150 号 農用地利用集積計画の案件で議決された農地中間管理機構分の集積計画についての配分計画案となっています。様式第 7 号ー 2 農用地利用配分計画（案）のとおり、今回、田 35 筆 20,627 m<sup>2</sup>について地権者 27 名の方から受け手 5 名の方への配分となっております。今回の案件につきましては、2 つの重点地区、北川町長井家田地区、川島地区、あとは個別案件</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>での集積及び配分実績となっております。以上になります。</p> <p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして第21回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p> <p>次回定例農業委員会 3月28日(木) 午前9時30分～<br/>本庁舎 5階 災害対策本部室</p> |
|-----|--|

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      原 田 博 史

4 番      柳 田 慧 子

16 番      佐 藤 純 子